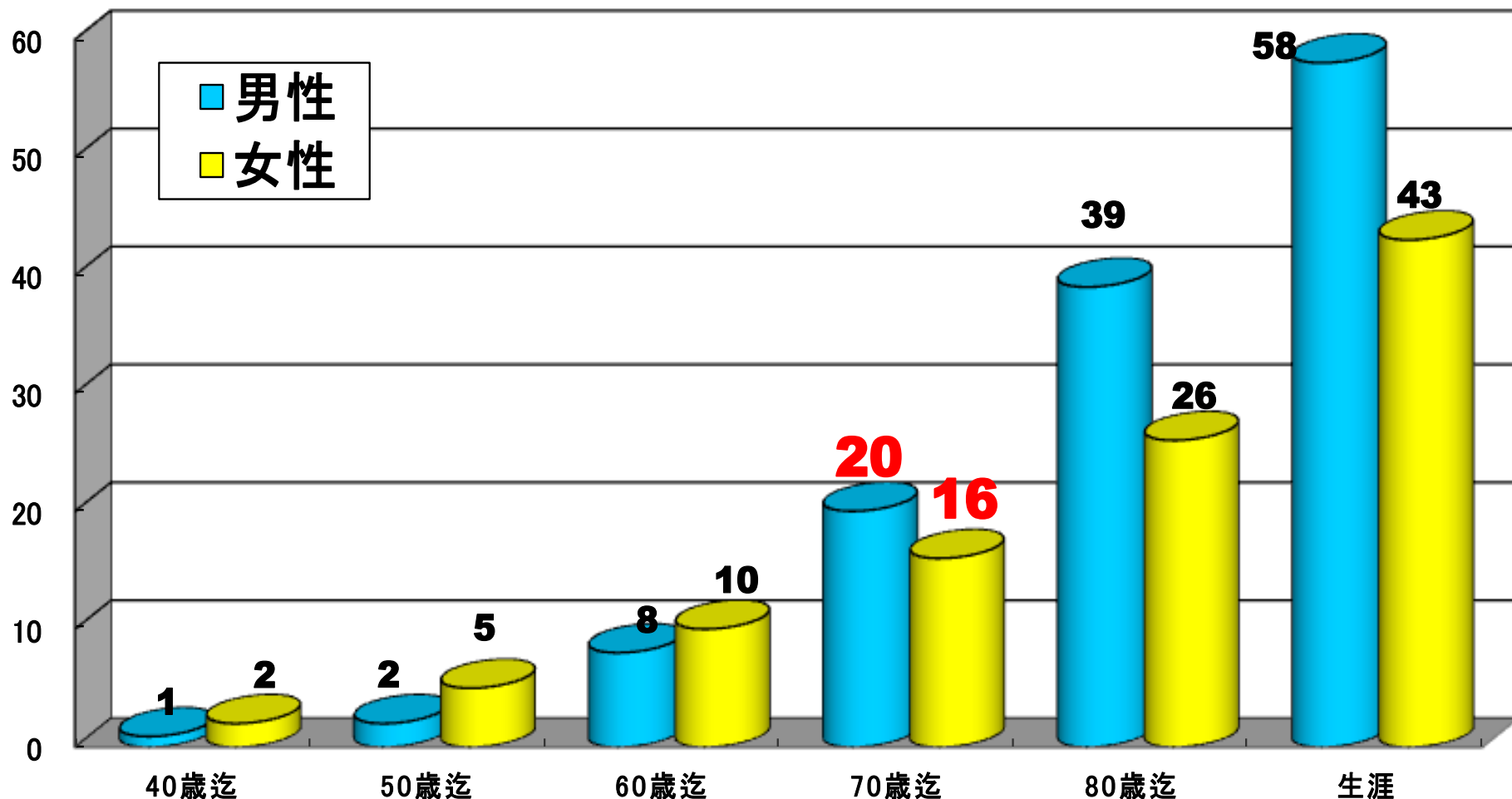


がん患者の就労や就労支援に関する現状

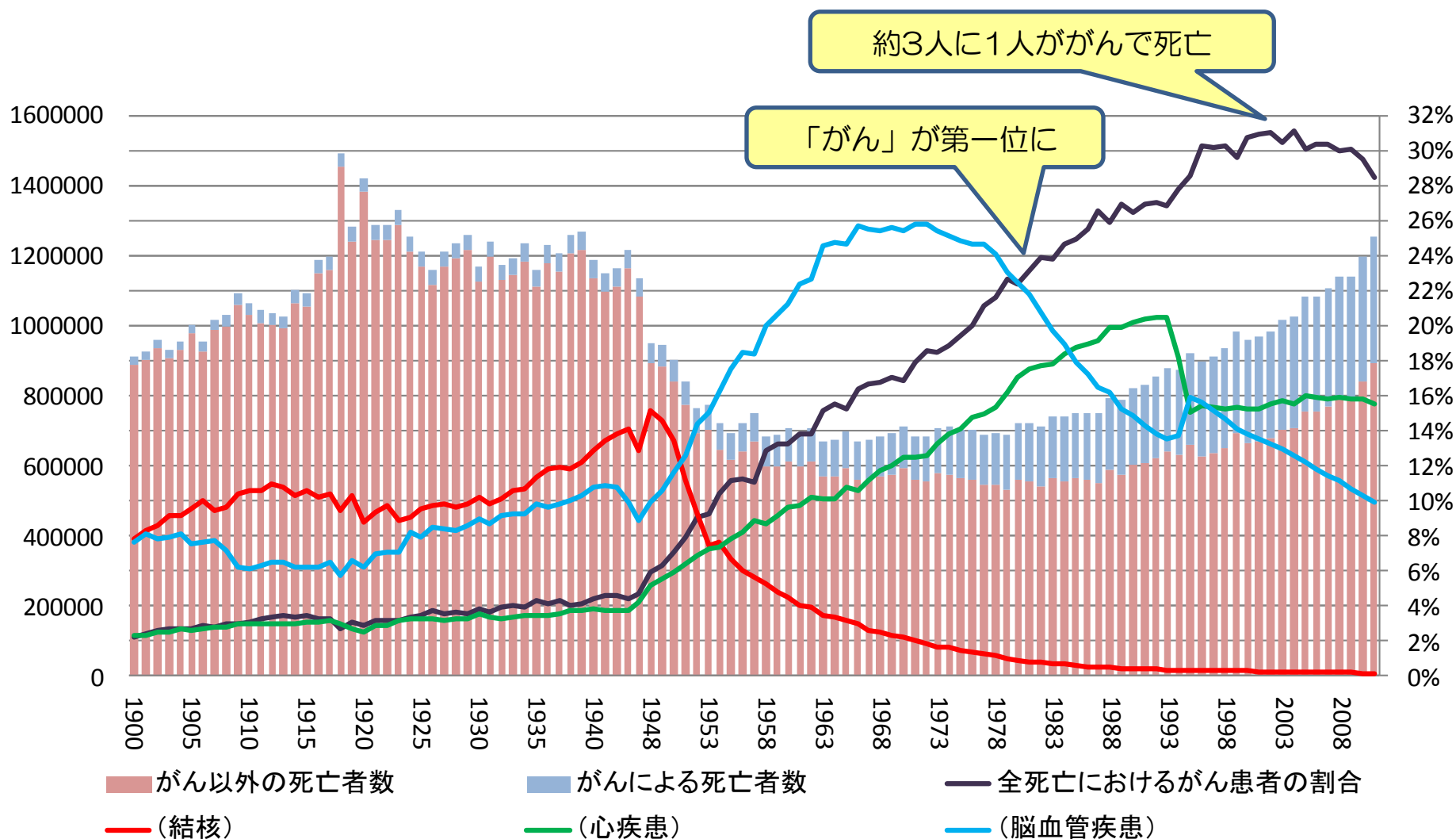
各年齢までの累積がん罹患リスク(%)

年齢階級別がん罹患率(2008年)に基づいて、当該年齢までにがん罹患する確率



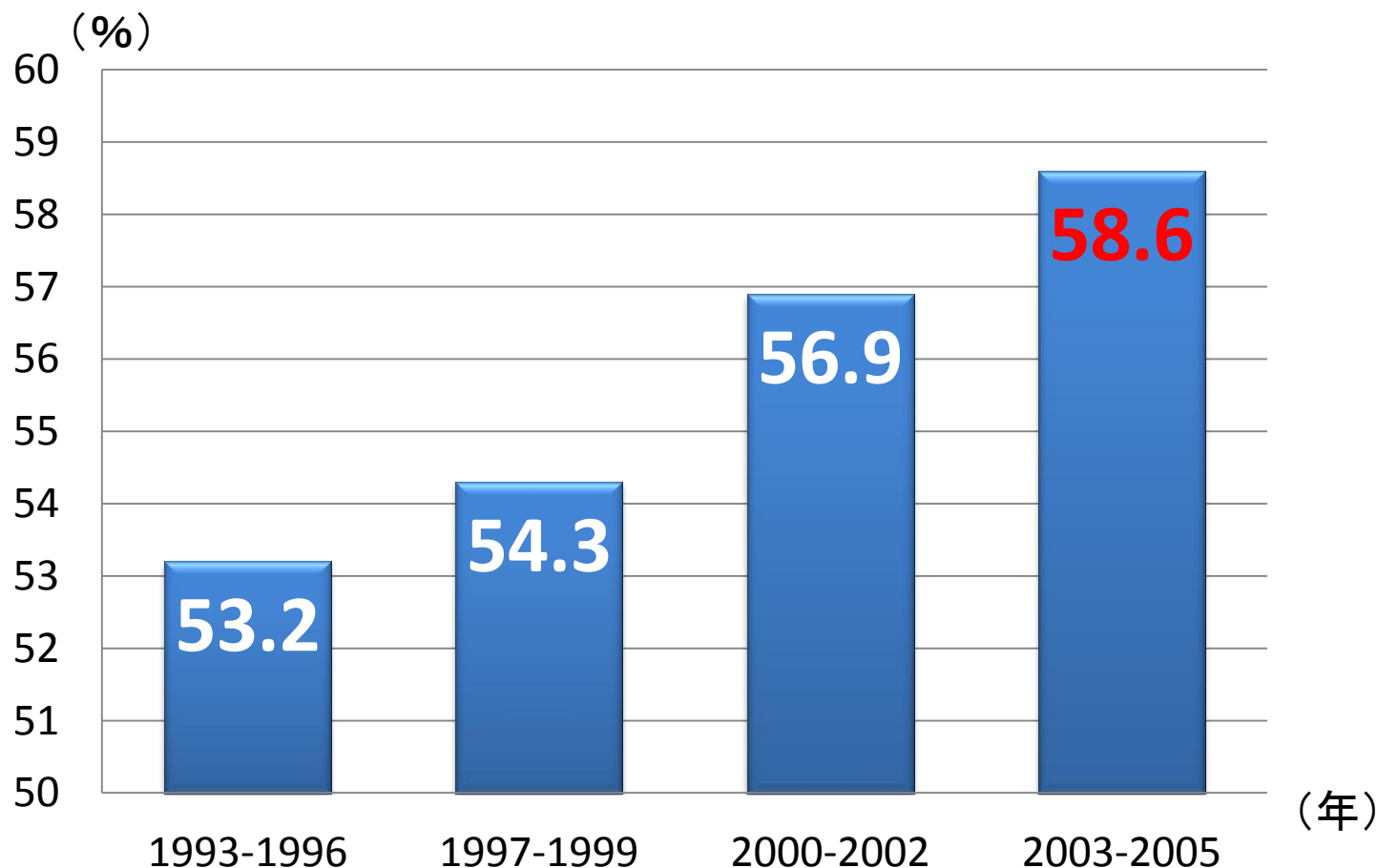
70歳までに男性は5人に1人、女性は6人に1人ががん罹患するリスクがある

がん死亡者数と全死亡者に対する割合



がんの5年相対生存率（全がん）の推移

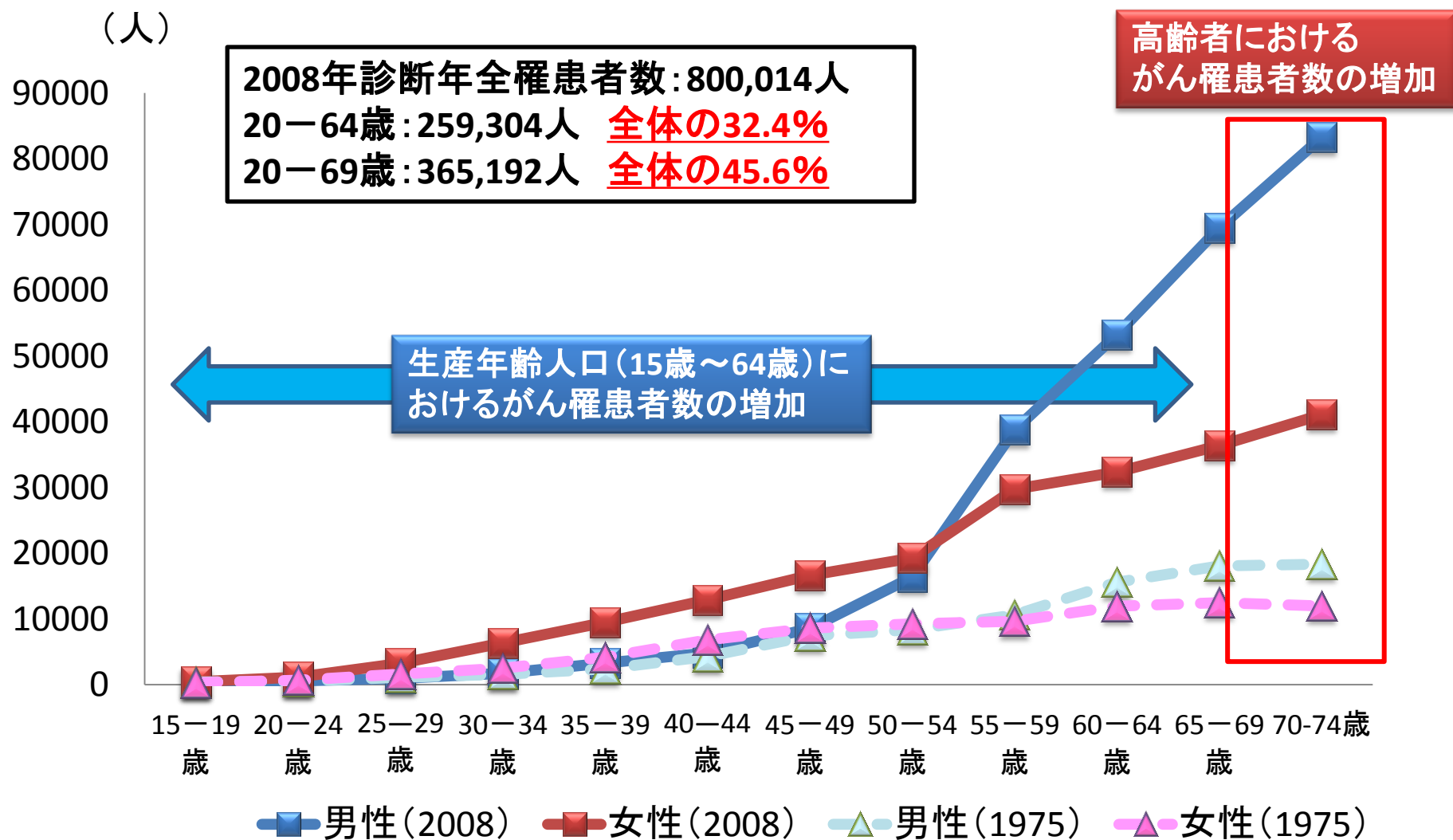
がん医療（放射線療法、化学療法、手術療法）の進歩は目覚ましく、生存率は上昇している。



（出典） 地域がん登録に基づき独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センターが集計

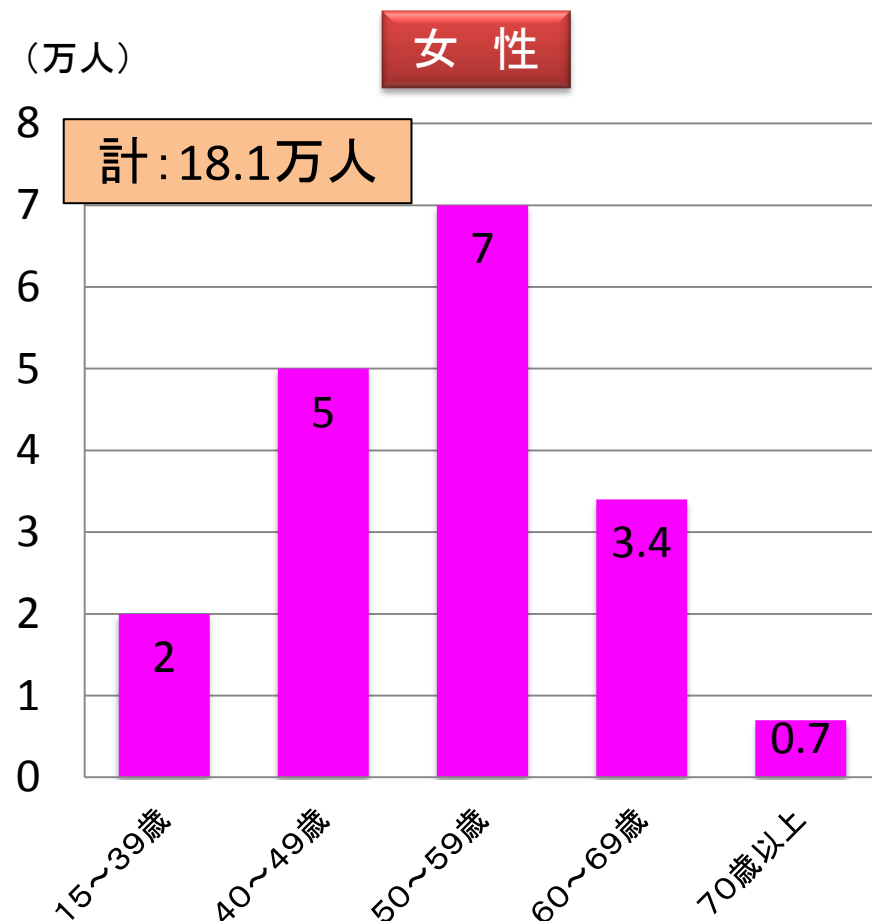
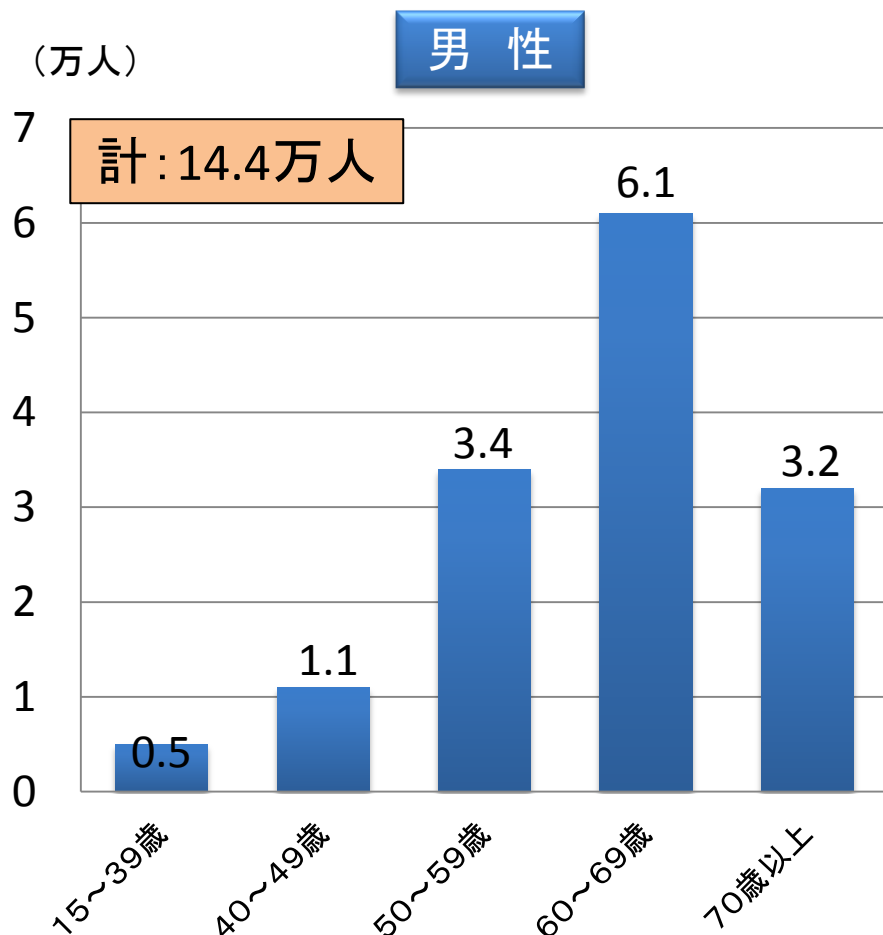
性別・年齢別がん罹患患者数

がん患者は増加しており、うち3人に1人は就労可能年齢で罹患



仕事を持ちながら悪性新生物で通院している者

悪性新生物の治療のため、仕事を持ちながら通院している者は32.5万人いる



※ 仕事をもっているとは、調査月に収入を伴う仕事を少しでもしたことを行い、被雇用者のほか、自営業主、家族従事者等を含む。

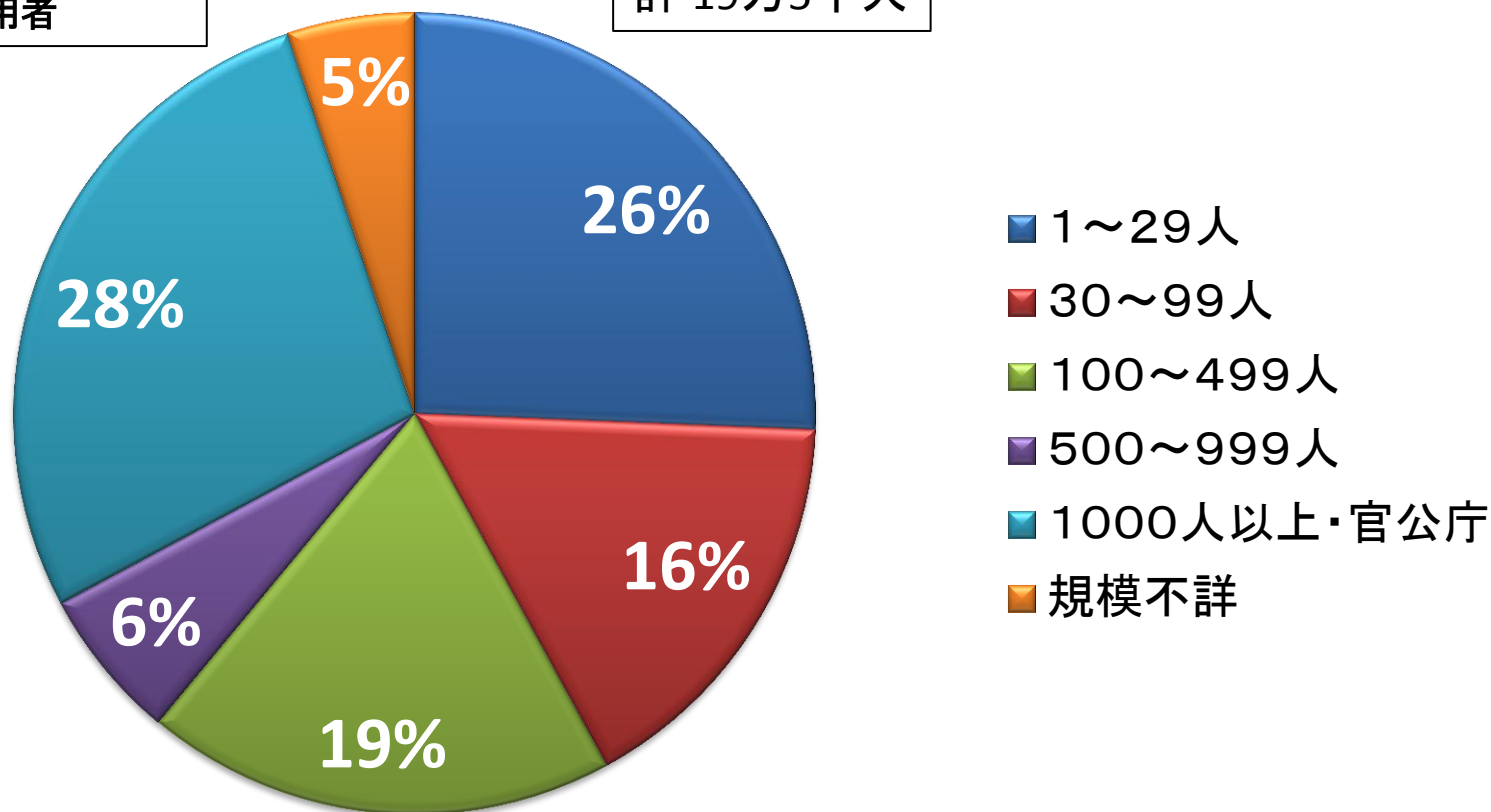
資料: 厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」を基に同省健康局にて特別集計したもの

がん患者が働く職場の企業規模

がん患者はあらゆる規模の企業で働いている

悪性新生物の治療で通院する
15歳以上の被雇用者

計 19万5千人



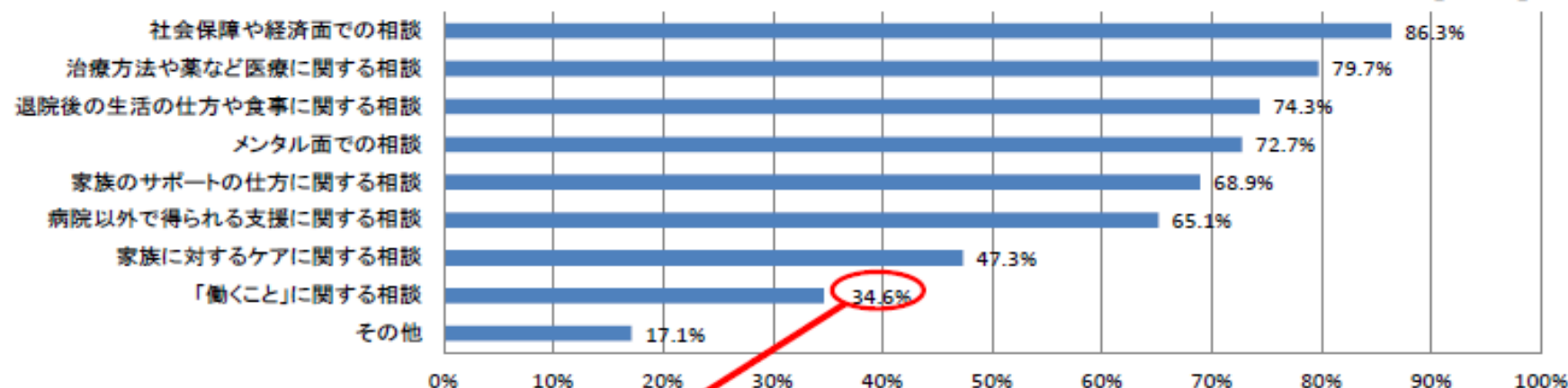
※ 被雇用者には正規の従業員、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員等を含み、
自営業主、家族従業者、会社・団体等の役員等は含まない。

資料：厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」を基に同省健康局にて特別集計したもの

がん診療連携拠点病院相談支援センターにおける相談の内容

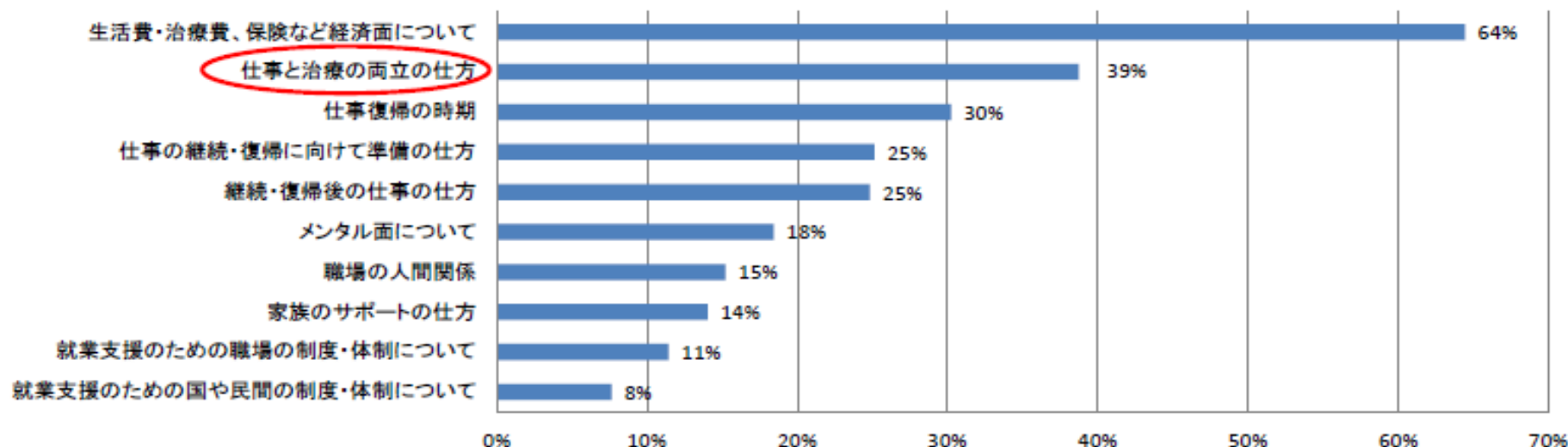
①がん診療連携拠点病院相談支援センターに寄せられる相談の内容（複数回答可）

【n=315】



②「働くこと」に関する相談や話の内容（複数回答可）

【n=315】

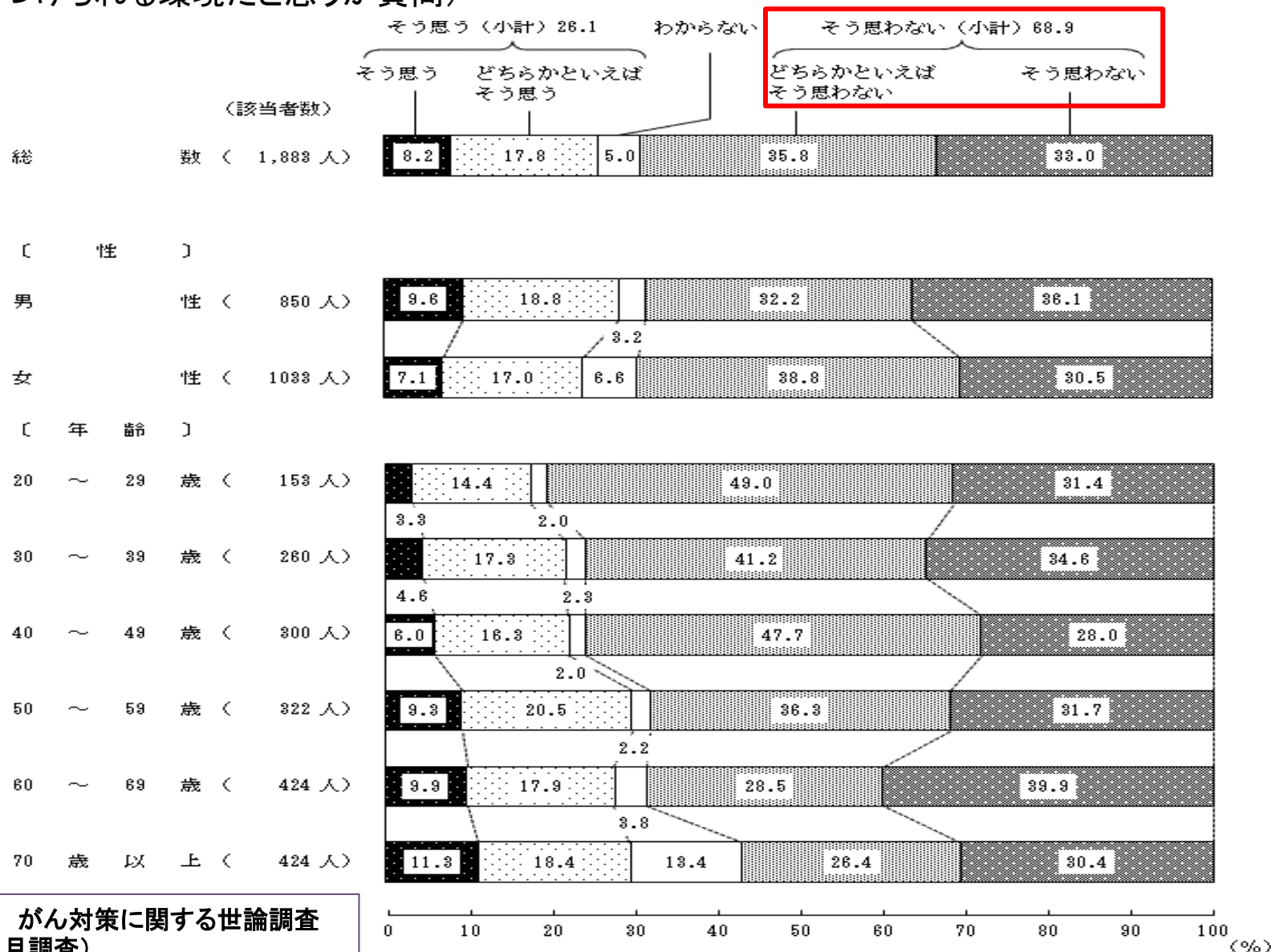


※がん診療連携拠点病院で従事する相談員に315名に経験のある相談内容を調査したもの

出所：NPO法人キャンサーリボンズ 調べ（平成21年）

仕事と治療等の両立についての認識（世論調査）

（現在の日本の社会は、がんの治療や検査のために2週間に一度程度病院に通う必要がある場合、働きつづけられる環境だと思うか質問）



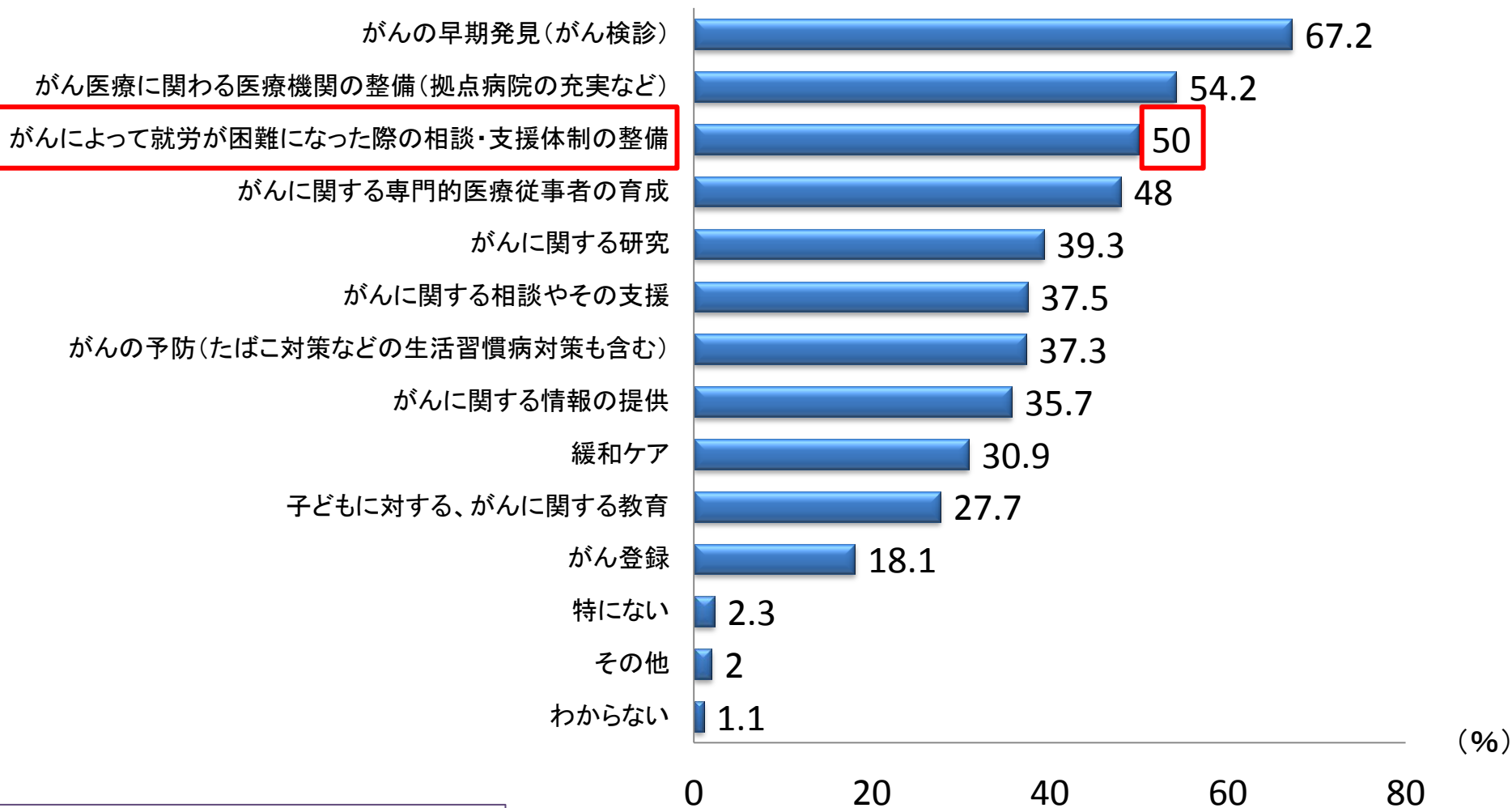
出典：内閣府 がん対策に関する世論調査
（平成25年1月調査）

がん対策に関する政府に対する要望（世論調査）

（がん対策について、政府としてどういったことに力をいれてほしいと思うかと質問）

【複数回答可】

【n=1883】



出典：内閣府 がん対策に関する世論調査
（平成25年1月調査）

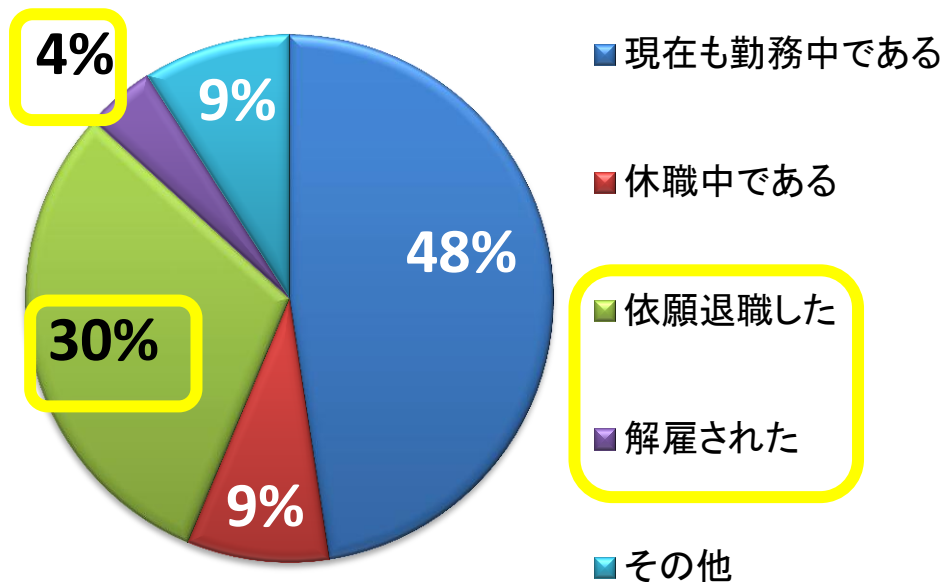
がん患者・経験者の就労問題

がん患者を対象に調査を行った結果、がんの診断後、

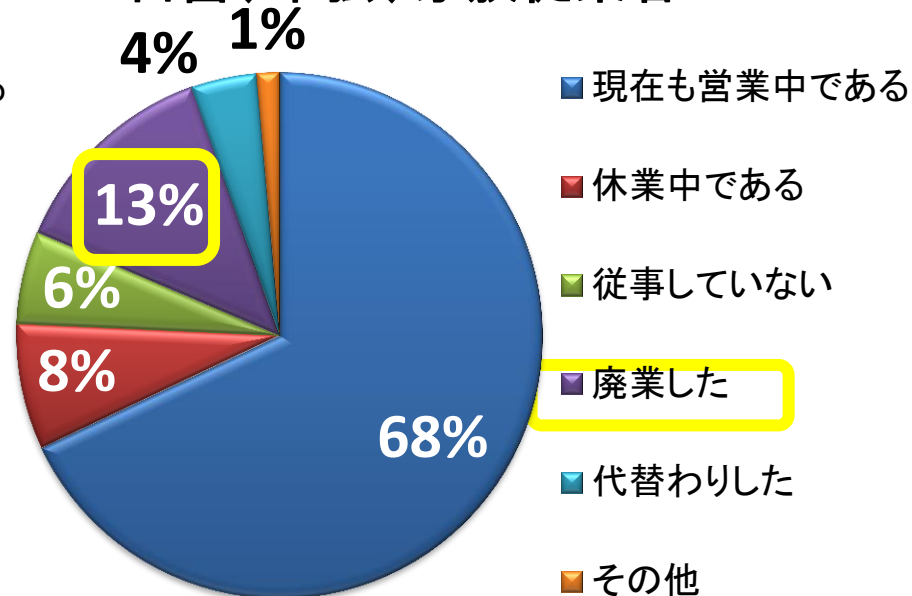
- 勤務者の34%が依願退職、解雇されている。
- 自営業等の者の13%が廃業している。

診断時点にお勤めしていた会社や営んでいた事業等について

お勤めの方

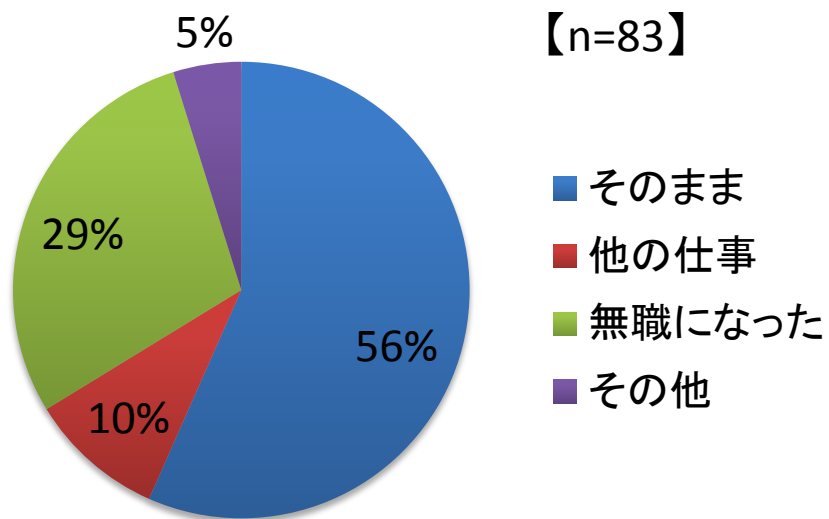


自営、単独、家族従業者

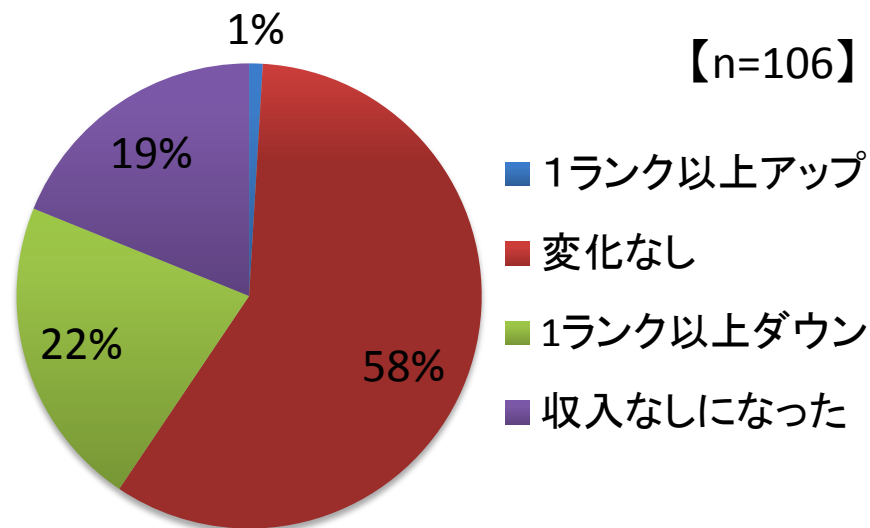


がんと診断された後の職業と収入の変化

○有職者の診断前後の職業変化



○有収入者診断前後の収入変化



平均年収の変化

診断前 **約 3 9 5 万円**



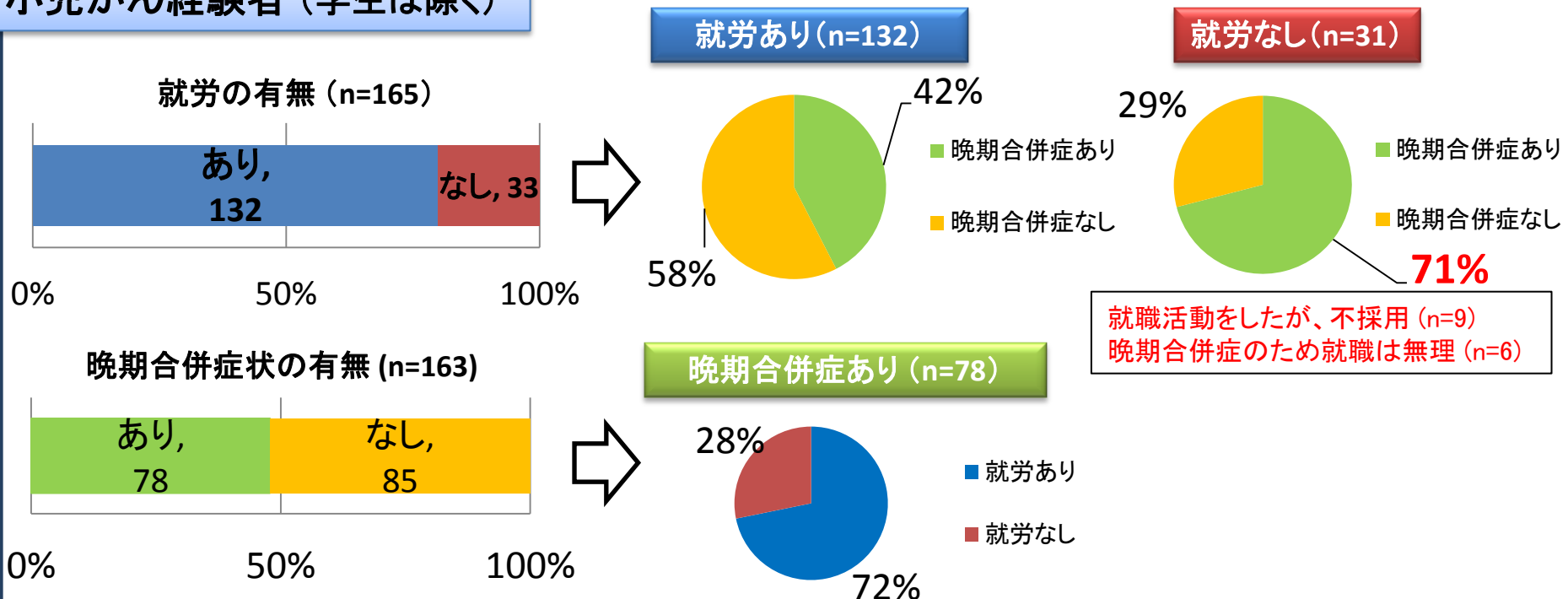
診断後 **約 1 6 7 万円**

小児がん経験者における就労の現状

現状と課題

- 小児がんの年間発症患者数は2000～2500人程度
- 小児がんの治療成績の進歩はめざましく、5年生存率は7～8割に及ぶ
- 治療終了後成人期に様々な身体的晩期合併症や心理的・社会的不適応を呈する小児がん経験者が存在する
- 就労は小児がん経験者が社会人として長期的な自己実現を目指す際に、自立を得るために必要

小児がん経験者（学生は除く）



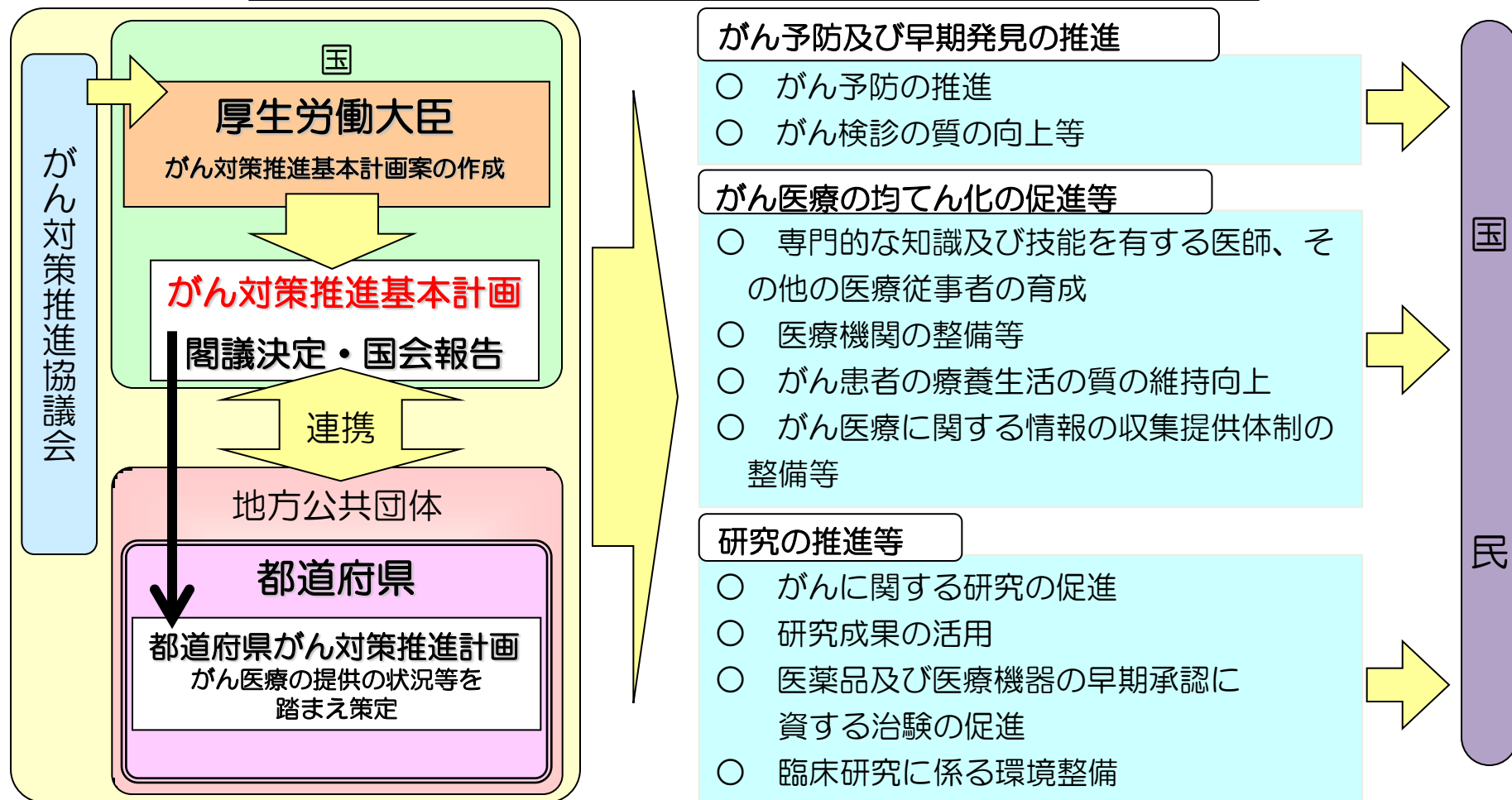
厚生労働科学研究費補助金 がん臨床研究事業「がん診療におけるチャイルドサポート」

「小児がん経験者の自立就労実態調査と支援システムの構築、情報発信」研究分担者: 石田 也寸志

国の取組

がん対策基本法(平成18年法律第98号)

がん対策を総合的かつ計画的に推進



がん対策推進基本計画（平成24年6月閣議決定）

重点的に取り組むべき課題

(1) 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成

(2) がんと診断された時からの緩和ケアの推進

(3) がん登録の推進

新(4) 働く世代や小児へのがん対策の充実

全体目標【平成19年度からの10年目標】

(1) がんによる死亡者の減少
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)

(2) すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

新(3) がんになっても安心して暮らせる社会の構築

分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標

1. がん医療

- ① 放射線療法、化学療法、手術療法のさらなる充実とチーム医療の推進
- ② がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
- ③ がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- ④ 地域の医療・介護サービス提供体制の構築
- 新** ⑤ 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組
- ⑥ その他（希少がん、病理診断、リハビリテーション）

2. がんに関する相談支援と情報提供

患者とその家族の悩みや不安を汲み上げ、患者とその家族にとってより活用しやすい相談支援体制を実現する。

3. がん登録

法的位置づけの検討も含め、効率的な予後調査体制の構築や院内がん登録を実施する医療機関数の増加を通じて、がん登録の精度を向上させる。

4. がんの予防

平成34年度までに、成人喫煙率を12%、未成年の喫煙率を0%、受動喫煙については、行政機関及び医療機関は0%、家庭は3%、飲食店は15%、職場は平成32年までに受動喫煙の無い職場を実現する。

5. がんの早期発見

がん検診の受診率を5年以内に50%（胃、肺、大腸は当面40%）を達成する。

6. がん研究

がん対策に資する研究をより一層推進する。2年以内に、関係省庁が連携して、がん研究の今後の方向性と、各分野の具体的な研究事項等を明示する新たな総合的がん研究戦略を策定する。

新 7. 小児がん

5年以内に、小児がん拠点病院を整備し、小児がんの中核的な機関の整備を開始する。

新 8. がんの教育・普及啓発

子どもに対するがん教育のあり方を検討し、健康教育の中でがん教育を推進する。

新 9. がん患者の就労を含めた社会的な問題

就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目指す。

がん患者の就労について（がん対策推進基本計画より抜粋）

がん患者の就労を含めた社会的な問題

【取り組むべき施策】

- ・がん以外の患者へも配慮しつつ、がん患者・経験者の就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場でのがんの正しい知識の普及、事業者・がん患者やその家族・経験者に対する情報提供・相談支援体制のあり方等を検討し、検討結果に基づいた取組を実施する。
- ・働くことが可能かつ働く意欲のあるがん患者が働けるよう、医療従事者、産業医、事業者等との情報共有や連携の下、プライバシー保護にも配慮しつつ、治療と職業生活の両立を支援するための仕組みについて検討し、検討結果に基づき試行的取組を実施する。
- ・がん患者も含めた患者の長期的な経済負担の軽減策については、引き続き検討を進める。
- ・医療機関は、医療従事者にとって過度な業務負担とならないよう健康確保を図った上で、患者が働きながら治療を受けられるように配慮するよう努めることが望ましい。
- ・事業者は、がん患者が働きながら治療や療養できる環境の整備、さらに家族ががんになった場合でも働き続けられるような配慮に努めることが望ましい。また、職場や採用選考時にがん患者・経験者が差別を受けることのないように十分に留意する必要がある。

【個別目標】

がん患者・経験者の就労に関するニーズや課題を3年以内に明らかにした上で、国、地方公共団体、関係者等が協力して、がんやがん患者・経験者に対する理解を進め、がん患者・経験者とその家族等の仕事と治療の両立を支援することを通じて、抱えている不安の軽減を図り、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目標とする。

がん患者への主な就労支援対策（これまでの対策の全体像）

主に治療の場

医療機関

主に雇用の場

就職支援

企業等

「治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会」（労災補償部）
様々な疾患について、治療と職業生活の両立のため、関係者がどのように対応し連携を図るべきか、そのための支援策のあり方等について検討。

労災疾病等13分野研究（労働者健康福祉機構）

勤労者の治療と職業の両立支援の観点から研究を実施。
手引きを作成し、労働者健康福祉機構の医療機関における支援方策を検討。

厚生労働科学研究（健康局）

山口班、高橋班、山内班、小澤班において、
・アンケート調査
・Q&A集作成と広報
・拠点病院における介入モデルの検討
・小児がん経験者に対する就労支援等に関する研究を実施。

がん診療連携拠点病院機能強化事業（健康局）
・相談支援センターへの就労の専門家の配置

がん患者等に対する就職支援モデル事業（職業安定局）

○本事業での支援事例を通じて、困難事例や課題等を把握するとともに、支援ノウハウや知見の蓄積を図り、その普及に係る取組を実施。

○全国5カ所のハローワークに専門相談員を配置し、
・ 個々の求職者の希望や治療状況等を踏まえた職業相談、職業紹介
・ がん診療連携拠点病院への出張相談などを実施。

治療と職業生活の両立等の支援対策事業（労働基準局安全衛生部）

事業場における就労支援のあり方を検討。

- ・実態調査
- ・留意事項の作成（H25）
↓
- ・事例集の作成（H26）
↓
- ・指針の作成（H27）、等

○労災疾病等13分野研究（労働者健康福祉機構）
○厚生労働科学研究（健康局）において、企業等における実態把握・支援方策の検討も併せて実施。

実態把握

支援方策の検討

実際の支援

厚生労働省科学研究費 (健康局) による就労分野の研究

厚生労働科学研究費補助金 がん臨床研究事業 H16-18

「がん患者の心のケア及び医療相談等のあり方に関する研究」 研究代表者: 山口 建

- ・ がん患者7885名を対象としたアンケート調査
- ・ がん患者、家族に対する不安軽減のためのQ&Aの作成 等



厚生労働科学研究費補助金 がん臨床研究事業 H22-24

「働くがん患者と家族に向けた包括的就業支援システムの構築に関する研究」 研究代表者: 高橋 都

- ・ がん患者と家族522名に対するアンケート調査
- ・ がんと就労に関する勉強会の開催
- ・ 患者、企業等向けのマニュアル集の作成 等



厚生労働科学研究費補助金 がん臨床研究事業 H24-25

「がん患者と家族に向けた包括的就業支援システムの構築に関する研究」 研究代表者: 山内 英子

- ・ 治療と職業生活の両立のためのがん診療連携拠点病院における介入モデルの検討
- ・ がんの罹患による労働損失の推計 等



厚生労働科学研究費補助金 がん臨床研究事業 H23-25

「がん診療におけるチャイルドサポート」 研究代表者: 小澤 美和

- ・ 小児がん経験者の自立・就労支援 等



趣旨

○がん患者は、生活費や治療費などの経済面はもとより、仕事と治療の両立の仕方や仕事への復帰時期等に不安を抱いており、就労を維持するための情報提供や相談体制の整備が望まれている。

※がん対策基本法(平成18年法律第98号)に基づき国が策定するがん対策推進基本計画(以下「基本計画」)においては、平成24年6月に見直しを行い、重点的に取り組むべき課題として「働く世代や小児へのがん対策の充実」が重点課題とされたところ。

○本事業は、がん診療連携拠点病院の相談支援センター等に就労に関する専門家を配置し、がん患者が抱える就労に関する問題をくみ上げ、就労に関する適切な情報提供と相談支援を行うことを目的とする。

がん診療連携拠点病院(相談支援センター)

拠点病院の相談支援センターに社労士、産業カウンセラー、キャリアコンサルタントなど就労の専門家を週1回配置。

がん患者

就労に関する
問題発生



仕事に関する相談への対応

- ・仕事と治療の両立の仕方
- ・仕事復帰の時期
- ・仕事の復帰に向けた準備
- ・職場への伝え方
- ・関係機関の紹介 等



ハローワーク及び労働局

長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者に対する就職支援モデル事業

全国5か所のハローワークで、がん等の診療連携拠点病院等との連携の下、長期にわたる治療等のために離職を余儀なくされた求職者等に対する個々の希望や治療状況を踏まえた就職支援を実施。

- ・勤務時間の短縮等の配慮
- ・柔軟な配置転換等の対応



事業者

事業者による不当解雇等の不利益に対する相談等



労働局

事業者による、就労可能者への不当な差別(解雇等)への対応等

治療と職業生活の両立等の支援対策事業（平成25年度～）

労働基準局安全衛生部
労働衛生課

1 趣旨・目的

- 疾病を患った後も、治療を継続しながら就労しなければならない労働者が増えているが、そのような労働者に対する適切な健康管理による職場復帰支援は、労働者の福祉の向上はもとより、事業者や社会にとっても、労働損失を避け、労働生産性を上げるための重要な対策となっている。
- また、疾病を持つ労働者の中には、通院や治療と仕事の両立のための体制が不十分なことから、就労可能な健康状態にもかかわらず、復職、継続就労することが困難な場合があり、事業場における作業関連疾患をもつ労働者の職場環境整備や就労支援の整備が必要となっている。
- 平成24年に開催された「治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会」の報告書においても、治療と職業生活の両立を支援することの重要性が指摘され、今後、行政の取り組みとして、企業等に対して、治療と職業生活の両立を支援するためにどう取り組むべきかを示したガイドラインやマニュアル等を作成し、周知・徹底を図ることが提言されている。
- そこで本事業では、作業関連疾患等の疾病を抱えた労働者が就労を継続するための事業場における支援対策を検討することを目的とする。

2 事業概要

- 長期にわたる治療等が必要な疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例を収集し、就労継続支援のあり方に関する検討を行うとともに、就労継続支援の指針等を作成し、広く関係者に周知する。

3 主な事業内容（委託内容）

<平成25年度>

- 長期にわたる治療が必要な作業関連疾患等の疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例等の調査
※対象には、脳血管疾患、心疾患、筋骨格系疾患、職業性がん、ストレス性疾患等を含む。
- 労働者の就労継続支援に関する留意事項の作成・周知

<平成26年度>

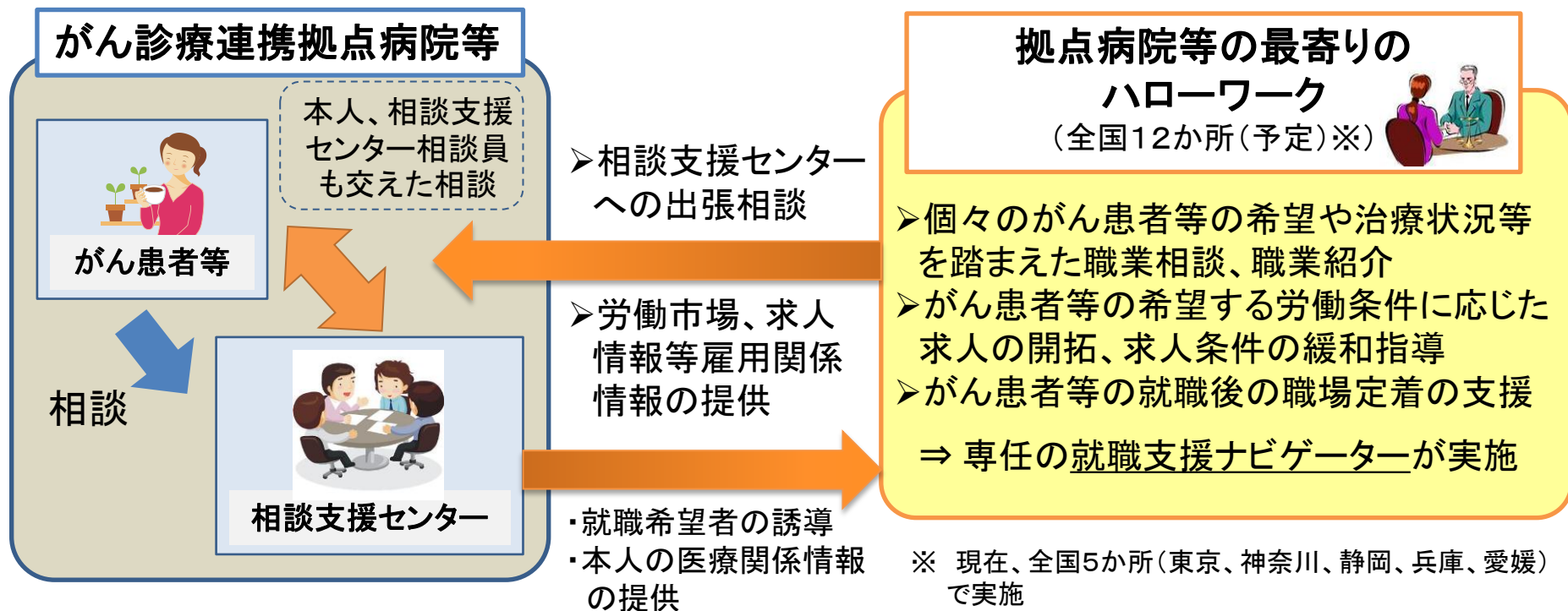
- 平成25年度に作成する留意事項を活用した事例集の作成
- 事例集の周知（研修会の開催等）

<平成27年度>

- 治療と職業生活の両立支援対策に関する指針の作成
- 治療と職業生活の両立支援対策に関する指針の普及（研修会開催）

平成26年度予定額 66百万円(25年度予算額27百万円)

- 25年度から、ハローワークに専門相談員を配置し、がん診療連携拠点病院等と連携したがん患者等に対する就職支援モデル事業を実施。
- 26年度は、がん患者等の就職支援を更に推進するため、**モデル事業の実施箇所数を拡充**(全国5か所→12か所(予定))するとともに、その支援ノウハウや知見の蓄積、普及に係る取組を実施。



就職支援に関するノウハウ・知見の蓄積や普及(経験交流会の実施や事例集の作成)

がん患者の治療と就労の両立支援に関する労働者健康福祉機構の研究

支援の特徴

コーディネーターががん患者の治療と就労の両立を支援（離職させない）

I 平成21年から平成24年までの面接アンケート調査・研究などで分かったこと

実態調査対象：産業医・主治医・企業・患者
N=産:73 主:221 企:219 患:562
・産業医から主治医への就労相談4割弱に対し、主治医からの情報提供は1割未満
・8割の企業が、がん患者雇用を柔軟に対応していない。6割の企業に相談窓口がない。

・産業医と主治医が情報を共有するツールが必要←支援が必要
・事業所に情報提供は必要と認めるが相談を、できない患者が多い←支援が必要

前向き研究(N=100)
手術後半年と1年後の追跡調査研究
・診断・告知・手術後1年の離職率

乳がん 10.1%
大腸がん 22.1%
肝がん 34.1%

・乳がんでみる離職者の意欲の低下
離職者の働く意欲(UWES)、
労働能力(WAI)に低い傾向がある

まとめ 患者、事業所と情報を提供する仲介・調整役が必要

【離職させない事が重要】

・患者に正しい知識(病状、社会保障制度)を説明し、心理的負担、経済的負担を軽減する。

・事業主に治療計画と復職時期を伝え、がんは治ることを説明し理解、協力を求める。

II 試行的介入(平成25年研究)

コーディネーター(MSW,認定看護師)による患者の復職に介入
EBMとNBMは対立するものではなく補完するものである。

対象:70歳以下の労働者、
乳がん、大腸がん、肝がん

第1ステップ

・患者に支援内容を説明し理解を求め同意を得る。

第2ステップ

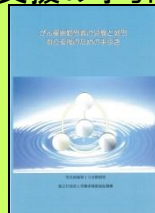
・手術後又は化学療法開始から治療計画等医療情報のほか、復職計画情報等を患者や事業所へ伝える

第3ステップ

復職後も経過観察・フォローアップ

【復職支援(介入)】のまとめ
N=17症例 14人が復職
(乳がん4、大腸11、肝2)
・平均年齢53.6歳
・正規7、非正規9、自営1
・対罹患前の収入
変化なし6 減収9 不明2

支援の手引書



III 考察

復職の障壁は医学的要因のほか、心理的、経済的、社会的要因もあることが明らかになった。そして、患者はその現状を事業所に理解を得たいが、自らは躊躇い、事業所もまた情報は得たいがその術が患者(労働者)の意思に委ねられ、仲介する者が必要と思われる。

IV 今後の取組

①がん罹患しても働けるということを患者や事業所に説明し理解を得る。

②コーディネーターが治療計画と復職計画を患者や事業所と情報共有し、障壁を交通整理して仲介・調整する。

③事例収集と同時に手引書をブラッシュアップする。

